

- 1 条例第5条第1項の規定による個人情報取扱事務の登録の件数
2, 270件（令和2年度末）
- 2 条例第13条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求
 - ① 条例第14条第1項の請求書による開示の請求の処理状況

区分	開示の請求	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	請求拒否	取 下 げ
件数	171件	43件	115件	1件	11件	1件

- 注 1 「請求拒否」とは、開示の請求に係る個人情報を保有していない等のため、開示の請求を拒否したものである。
- 2 「取下げ」とは、保有個人情報の提供等により、請求が取り下げられたものである。

② 条例第14条第1項の請求書による開示の請求の実施機関別内訳

区 分		件 数
知 事	危機管理環境部	0件
	政策創造部	0件
	経営戦略部	1件
	未来創生文化部	13件
	保健福祉部	6件
	商工労働観光部	2件
	農林水産部	8件
	県土整備部	2件
	監察局	1件
	出納局	0件
	南部総合県民局	42件
	西部総合県民局	1件
	計	76件
議会		0件
教育委員会		2件
選挙管理委員会		0件
人事委員会		2件
監査委員		0件
公安委員会		0件
警察本部長		85件
労働委員会		4件

収用委員会	2 件
海区漁業調整委員会	0 件
内水面漁場管理委員会	0 件
公営企業管理者	0 件
病院事業管理者	0 件
地方独立行政法人徳島県鳴門病院	0 件
合 計	1 7 1 件

(3) 条例第 2 6 条第 1 項の規定による口頭による開示の請求の実施機関別内訳

区 分		件 数
知 事	危機管理環境部	2 件
	保健福祉部	3 1 件
	商工労働観光部	1 2 件
	計	4 5 件
教育委員会		1, 7 3 2 件
人事委員会		1 4 3 件
警察本部長		2, 4 3 5 件
合 計		4, 3 5 5 件

注 条例第 2 6 条第 1 項の規定により口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報と定めているのは、上記の 4 実施機関のみである。

3 条例第 2 8 条第 1 項の規定による訂正の請求

条例第 2 9 条第 1 項の請求書による訂正の請求の処理状況

区 分	訂正の請求	処 理 状 況		
		訂 正	非 訂 正	取 下 げ
件 数	3 件	0 件	2 件	1 件

4 条例第 3 5 条第 1 項の規定による利用停止の請求

利用停止の請求は、ありませんでした。

5 事業者における個人情報の不適正な取扱いに対する措置

事業者に対する措置は、ありませんでした。